

# 令和4年第3回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月6日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議 長	5番	川 島 功 士
副 議 長	8番	岡 田 文 雄
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	4番	尾 関 俊 治
〃	6番	田 島 清 美
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志

住民福祉部長	平岩敬康
建設部長兼水道部長	田島茂樹
教育文化部長	足立篤隆
会計管理者 兼会計課長	田中幸治
総務課長	伊藤博臣
企画課長	山内明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佐々木正道
書記	笠原誠

1. 議事日程（第1号）

令和4年9月6日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 第3号報告 令和3年度笠松町健全化判断比率の報告について
- 日程第6 第4号報告 令和3年度笠松町資金不足比率の報告について
- 日程第7 第5号報告 放棄した債権の報告について
- 日程第8 第44号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第9 第45号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第10 第46号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第47号議案 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 日程第12 第48号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 第49号議案 令和4年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 第50号議案 令和4年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 第51号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 第52号議案 令和4年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 第53号議案 令和4年度笠松町下水道事業会計補正予算（第2号）について

- 日程第18 第54号議案 令和3年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 第55号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 第56号議案 令和3年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 第57号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 第58号議案 令和3年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第23 第59号議案 令和3年度笠松町下水道事業会計決算認定について

開会 午前10時00分

○議長（川島功士君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和4年第3回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（川島功士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

4番 尾 関 俊 治 議員

10番 長 野 恒 美 議員

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（川島功士君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（川島功士君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告をいたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） それでは、1点御報告申し上げます。

監査委員より、令和3年度5月分、令和4年度5月分、6月分及び7月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（川島功士君） 理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 工事請負契約の締結で、第3水源地改良工事1件、笠松中央公民館内防火シャッター改修工事1件、羽島用水（東幹線2工区）上部利用整備工事1件、笠松中学校トイレ（1・2工区）改修工事2件、道路（舗装）修繕工事1件、下水道工事（松枝62工区）に伴う配水管・配水補助管布設及び布設替工事（1・2工区）2件、松枝処理分区（62工区）管渠埋設工事1件、以上9件であります。契約金額、契約の相手方、工期、工事内容等、詳細につきましてはお手元の議案資料1ページから13ページをお目通しください。以上です。

○議長（川島功士君） 以上、御了承願います。

---

#### 日程第4 議員派遣の件について

○議長（川島功士君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはこのとおり閉会中に議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について変更を要するものについての措置は、議長に委任することに決しました。

---

#### 日程第5 第3号報告から日程第7 第5号報告まで及び日程第8 第44号議案から日程第23 第59号議案までについて

○議長（川島功士君） 日程第5、第3号報告から日程第7、第5号報告の3報告、日程第8、第44号議案から日程第23、第59号議案までの16議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、健全化判断比率の報告ほか2件の報告案件3件、笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意1件、人権擁護委員候補者の推せん1件、笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例1件、公の施設の区域外設置に関する協議について1件、令和4年度一般会計ほか5件の補正予算6件、令和3年度一般会計ほか5件の決算認定6件、以上報告を含め、19件の案件であります。

このうち、議案書4ページをお開きください。

第44号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、固定資産評価審査委員会委員の棚橋重廣氏及び野々垣隆氏の任期が令和4年9月22日をもって満了することに伴い、引き続き両氏を同委員に選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

次に、議案書5ページをお開きください。

第45号議案 人権擁護委員候補者の推せんにつきましては、人権擁護委員の杉山詞一氏及び  
額額英子氏の任期が令和4年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き両氏を同委員候  
補者に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の同意を求めるもの  
であります。

その他詳細につきましては、副町長より説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りま  
すようお願い申し上げます。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、順次御説明申し上げます。

まず、議案の1ページをお開きください。

第3号報告 令和3年度笠松町健全化判断比率の報告についてであります。

こちらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断  
比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

1つ目の実質赤字比率につきましては、一般会計における実質赤字が標準財政規模に占める  
割合であります。実質赤字がございませんのでハイフンの表示となっております。

2つ目の連結実質赤字比率につきましては、全ての会計における実質赤字額・黒字額及び資  
金不足額・剰余額を合計して、赤字額がある場合にその額が標準財政規模に占める割合であり  
ますが、連結実質赤字がございませんのでこちらもハイフンの表示となっております。

3つ目の実質公債費比率であります。こちらは地方債の元利償還金だけでなく、公営企業  
債の元利償還金に対する繰出金など、実質的な公債費の額が標準財政規模に占める割合、こ  
ちらは一部事務組合を含むものでございますが、昨年度より0.2%向上した5.8%となりました。

4つ目の将来負担比率ですが、54.1%でありました。こちらは地方債現在高、債務負担行為  
による支出予定額、こちらも一部事務組合等のものを含みますが、将来的に支出することが見  
込まれる負担額から、基金や交付税算入予定額等、将来負担額に充当できる財源を控除した残  
金が標準財政規模に占める割合であります。昨年より14.9%向上しております。

以上、令和3年度決算に基づく笠松町の健全化判断比率は、4指標とも国の定める適正基準  
の範囲となっております。

続きまして、2ページの第4号報告 令和3年度笠松町資金不足比率の報告についてであり  
ます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率につ  
いて、こちらも監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

公営企業会計における資金の不足額がその事業規模に占める割合であります。水道事業会  
計、下水道事業会計とも資金不足がないため、ハイフンの表示となっております。

3ページでございますが、3つ目の報告でございますが、第5号報告 放棄した債権の報告についてであります。

こちらは笠松町水道事業の債権管理に関する条例第6条の規定により、債権を放棄しましたので、第7条の規定に基づきこれを報告するものであります。

放棄の内容でございますが、放棄事由は時効期間満了で、人数は44人、金額は25万1,577円で、放棄の年月日は令和4年3月31日であります。

続きまして、議案書の6ページをお開きください。

第46号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案資料の14ページをお開きいただきたいと思います。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和4年5月2日に公布され、同年10月1日より施行されることにより、育児休業の取得回数が1回から2回になるなど、取得回数制限が緩和されました。この条例につきましては、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和するなど、働きながら育児がしやすい環境整備をさらに進めるため、所要の改正を行うものであります。

まず、法の改正内容、法律は地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されました。職員が同一の子について育児休業することができる回数を条例で定める特別な事情がある場合を除き、現在原則1回までのものを、原則2回までとする改正がなされました。これを受け、条例としては(2)から(4)の大きく3つの改正を行います。

まず、(2)の非常勤職員の子の出生後57日、つまり8週間以内の育児休業の取得要件の緩和を行います。非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業しようとする場合には、子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日、つまり約8か月までと緩和します。

(3)の改正の2つ目でございますが、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化を行います。現在、開始時点が1歳または1歳6か月時点に限定されていますが、これを非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の取得を可能とするため、開始時点を柔軟化します。

また、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件についても、先ほどと同様に夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の取得を可能とするため、開始時点を柔軟化いたします。

(4)の3つ目の改正ですが、育児休業等計画書の廃止を規定いたします。現行では再度の育

児休業取得には育児休業等計画書により申出及び復帰後3か月以上の期間を経過した場合であるものを、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除するものであります。

以上が改正内容でございます、施行期日は令和4年10月1日であります。

なお、常勤・会計年度任用職員の育児参加のための休暇の対象期間の拡大や期末手当及び勤勉手当に係る改正については、規則で定められておりまして、別途改正予定であります。

続きまして議案書の10ページですが、第47号議案 公の施設の区域外設置に関する協議についてであります。

こちらは議案資料の19ページを見ていただくと場所がよく分かると思いますが、内容的には地方自治法第244条の3第1項の規定に基づき、岐南町の公の施設を笠松町の区域に設置するため、同条第3項の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

岐阜県が事業主体として行っております岐南町地内の都市計画街路事業、新所平島線といっているんですが、ここにおきましてこの街路事業により、工事中も完成後も一部の交差点が封鎖といいますかなくなることになるため、県から岐南町に対して迂回路確保の要請がありました。このため、岐南町が岐南町道の迂回路の一部に隣接する笠松町円城寺地内の水路敷地部ですが、これを利用して岐南町道を拡幅して大型車の通行確保を図るものであります。

施設の名称は岐南町道207号線、設置の目的は岐南町道の一部を拡幅するため、設置の場所は笠松町円城寺字1丁田12番の一部、斜線の網かけの部分でございます。経費の負担は、施設の設置及び維持管理に関する経費については岐南町の負担となります。

続きまして、議案書の11ページ、第48号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正額は5億4,673万4,000円と、大きな額となっております。

まず、今回の補正では冒頭町長が申し上げましたが、光熱水費の補正予算の一覧表というのがついてございますが、化石燃料の高騰や電力供給不足により全国的に電気料金が高騰し、諸施設の光熱水費、燃料費等の増額補正を行っております。一般会計の光熱水費の補正は、ちょっと表では小計を行っておりませんが、6,964万7,000円で、役場庁舎、小・中学校、公民館などに係る電気料金の増額でありまして、燃料費については給食センターなどに係るプロパンガス、火葬場における灯油代の増額補正であります。

なお、水道事業会計の水源地に係る電気料金の増額補正を含めると、合計では8,526万7,000円の影響額となります。

以上が光熱水費の関係でございます。

以下、順次歳出の科目ごとに主なものを御説明させていただきます。

19ページをお開きください。



第2款 総務費、第1項 総務管理費、第3目 財産管理費であります。工事請負費の補正がございますが、こちらは登録有形文化財である杉山邸に経年劣化による損傷がありますので、保存修理を行うために工事請負費を358万4,000円増額補正させていただきます。保存修理内容は、板張り交換、あるいは軒下の土間及び土台等の補修であります。事業費のうち300万円は杉山幹夫氏からの寄附金を充てさせていただきます。

同じく総務費の第2項 企画費、第1目 企画総務費でございますが、合計で6,300万円以上の補正がございますが、こちらは新たな返礼品の開発や新たな寄附金受入れポータルサイトふるなびの開設により、寄附件数、寄附金額が当初予算の見込みを上回ったことにより、諸経費の増額を合計で6,358万2,000円計上させていただいております。最終的な寄附件数の見込みは1万4,300件で、寄附金額の見込みは1億3,700万円を予定しております。昨年度実績より3割増の見込みをしております。なお、この寄附金の補正は今回は行わず、年度末に予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

内訳としては、需用費でお礼の品代、梱包・配送料、それから役務費で通信運搬費、それからちょっとこれ数字が一緒になってしまっていて分かりづらいんですが、383万5,000円のうち379万8,000円が役務費、手数料であります。ポータルサイト利用料とか決済手数料であります。それから、ふるさと納税業務委託料としまして一括業務代行委託等の金額も計上させていただいております。

以上がふるさと納税の関係でございます。それから先ほど申しました383万5,000円のうち、金額的には3万7,000円と少ないんですが、10月より町施設窓口において諸証明等の発行手数料や施設使用料のキャッシュレス決済サービスを導入することに伴う手数料を3万7,000円計上させていただいております。10月から来年3月までの決済手数料で、カード会社等の決済種別によって異なりますが、3%から3.5%をここで計上しております。収納代行業者が決済額から手数料を引いた残額を町のほうに支払ってきますので、減額して入ってきますので、今補正した分を各課に配分するという手数料でございます。

それから、ネットワーク回線使用料5万4,000円の補正がございますが、こちらはキャッシュレス決済サービスの導入及びウェブ会議数の増加に対応するため、モバイルWi-Fiルーターの台数を増やすことによる回線使用料を5万4,000円計上させていただいております。追加台数は5台で、キャッシュレス決済用が2台、ウェブ会議用が3台であります。当初から持っている台数は8台であります。

それから、新型コロナウイルス対策生活・経済支援協力補助金の記載がございますが、こちらは全協でお話しいたしましたが、化石燃料の高騰及び物価高騰の影響を受けている家計並びに地域経済を支援するため、水道事業会計に実施してもらう水道料金の基本料免除に対する補助金を合計で2,590万円計上させていただいております。2期分の免除分と水道システムの改

修費用がこれに入っております。全額国のコロナ関係の交付金を充てさせていただきます。

それから、第5目 マイナポイント推進事業費であります。第2弾のマイナポイントにおける健康保険証利用の申込みと公金受取口座の登録に対するポイント申込期間が令和4年6月末から令和5年2月末までに決定されたことを受け、この2階でやっておりますけど、申込支援窓口の延長に係る諸経費を合計で165万円増額させていただいております。需用費、マイナポイント環境整備事業委託料、これは派遣職員の費用でございます。そして、使用料及び賃借料は事務機器の使用料であります。全額国のマイナポイント事業補助金を充てさせていただきます。

20ページですが、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費と、それから第4目 障害福祉費で補正がございますが、こちらは社会福祉協議会内の人事異動により、社協本体と授産所で人事異動がございましたので、そのプラスマイナスをしてあります。

それから、この後数か所に精算金が至るところに出てきますが、こちらは令和3年度の返還金がございます。6か所出てきますが、同様の内容でございます。精算金でございますので、説明は省略させていただきます。

あと、民生費の第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費でございますが、こちらもコロナ対策の関係で全協で御説明させていただいておりますが、コロナ禍で原油価格、物価高騰の影響を受けている家庭の負担軽減を図るため、令和4年9月末現在の未就学児童1人につき9,000円を支給することに伴う経費を合計で943万4,000円計上させていただきます。この後小・中学校給食費支援の補正が出てきますが、こちらは保育所の給食費の3か月分相当額の9,000円を計上しているものでございます。約1,000人の分を見込んでおります。全額国の臨時交付金を充てさせていただきます。

それから、もう一つ、負担金補助及び交付金の570万円の補正がございますが、こちらもコロナ禍で原油価格、物価高騰の影響を受けている家庭の負担軽減を図るため、来年度新たに小・中学校及び高等学校へ進学する児童・生徒1人につき1万円を支給することに伴う経費を、こちらも合計で596万2,000円計上しております。新ステージステップアップ応援支援金として計上させていただきました。こちらも全額国の交付金を充てさせていただきます。

続きまして、ちょっと飛びますが、21ページの第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費でございますが、合計で1億4,180万円の増額補正をしております。このうち一番下にあります第22節の返還金の8,457万3,000円以外は、新たに行いますオミクロン株対応ワクチンによる追加接種を実施するため、予防接種法によるコロナ予防接種の期間を延長することに伴う経費を合計で5,722万7,000円計上させていただいております。この9月末から来年の3月末までに実施する予定であります。

内容といたしましては、会計年度任用職員の報酬、それからワクチン接種の謝金、薬剤師へ

の謝金ですが、それから保健師等の費用弁償、あとは需用費として消耗品、印刷製本費、これは皆さんにお送りする郵送費等の消耗品の費用でございます。人材派遣会社への委託料につきましては、こちらはコールセンター及び入力及び接種補助者の関係で1,052万6,000円、それから警備委託料として、こちらは接種会場の駐車場整理のために494万6,000円を計上しております。また、新型コロナワクチンの接種委託料を2,597万5,000円、そして医療従事者に対する費用も162万3,000円、そして予約システムの使用料を53万1,000円、それから今回もワクチン接種会場へのタクシー乗車に対して補助を考えております。こちらは108万円計上しております。65歳以上、かつ2回接種済みの方、それから障害者の方の足を支援するという形で計上させていただきました。以上、全て国の負担金、あるいは補助金を活用させていただきます。

それから、冒頭にちょっと申し上げたんですが、オミクロン株対応ワクチンの追加をしましたが、これと逆に令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金等、合計で8,457万3,000円の返還金を計上しております。

それから、22ページの第3目 健康増進事業費でございますが、この後の全協で説明を予定しておりますが、スポーツの促進から健康増進につなげるちよいスポけんこうフェスタ、これを10月2日に開催予定でありまして、これを行うための費用を合計で28万2,000円計上させていただきました。講演会、あるいはウォーキング講習会と関連コーナーを設ける予定で、その講師謝金、あるいはイベントの関連費用を計上させていただいております。

第4目 地域医療対策費でございますが、こちらは新型コロナ感染症の蔓延による医療機関の逼迫を緩和し、休日診療体制を強化するため、8月11日と14日の休日診療医療機関を5機関分増やしたことによる負担金の増額を4万7,000円行っております。こちらは岐南町と2町で負担いたします。均等割が30%で、人口割が70%で負担させていただきます。

それから、第7目 福祉健康センター費ですが、福祉健康センターのトイレ等の手洗いの温水器が故障しているため、工事費用を153万4,000円計上させていただきました。タイプのには役場と同じものでございます。8か所ございまして、その費用を計上させていただきました。

それから、こちらも全協でコロナ関連事業として説明させていただいておりますが、第2項 清掃費、塵芥処理費でございますが、家計の支援及び家庭系可燃ごみについて小袋で収まるよう減量化を町民の皆さんに促すため、町指定ごみ袋の小を全世帯に配付する費用をコロナ対策として実施する事業費914万円合計で計上させていただきました。

内訳といたしましては、需用費として消耗品は町指定のごみ袋の小の9,350世帯分であります。10月20日現在で住民登録している世帯主に対して、11月上旬より順次発送予定であります。全額コロナ対策の交付金を充てさせていただきます。

それから、ちょっと細かい補正なんですが、土地改良団体負担金が5,000円増額されております。

第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第4目 農地費ですが、こちらは特別賦課金の賦課基準であります令和3年度事業費が増額したことにより、土地改良団体負担金を増額するものであります。その事業費というのは、県営湛水防除事業の逆川の2期、3期分の工事費が予算時点よりも上がったということで増額するものでございます。

それから、23ページになりますが、第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第2目 道路新設改良費であります。この後全協で御報告、あるいは協議させていただきざり坂の件でございますが、次年度以降、米野52号線坂路を改良するために事前に支障となる構造物を除去するため、工事請負費を297万円計上させていただきました。家屋の解体費でございます、面積は約44平方メートルでございます。本来ですと建物の所有者、あるいは使用者が解体をすべきであります、その意思がございませんし、一方では長年地元から環境改善の要請等があることから、今回道路の支障物の除去という観点で実施させていただきたいということで計上させていただきました。なお、その所有者、あるいは使用者からは建物を壊すことについての異議はないということの同意書はいただいております。

それから、第3目 交通安全対策費でございますが、こちらは本町通りの街路灯、修繕箇所が増加により補助金を42万5,000円増加するものであります。町内の街路灯は通常は町が設置していますが、本町通りにつきましては上本町、下本町が国の補助を活用して設置されておまして、町がその維持管理費を補助金という形で補助しておりますが、今回全体で28基あるわけですが、そのうち6基分が故障しているということで、その分の修繕料として約34万5,000円、それからこちらでも電気料金が上がっておりまして、そちらの費用で約8万円追加補助するものでございます。

第4項 都市計画費、第2目 公園費でございますが、河川区域内の占用物件であります、笠松みなと公園内の遊具、ブランコであります、この撤去訓練を実施する撤去、復旧に係る手数料を30万8,000円計上させていただきました。当初予算では撤去訓練に実施する物件が決まっていなかったため、概算で10万円のみ計上しておりましたが、今回ブランコを撤去することで決めましたので、追加で補正させていただいております。国交省からは占用の条件としまして、定期的に撤去訓練を求められていましたが、なかなか費用がかかるのでやっておりませんでした、ここ数年来出水の仕方が変化しておりまして、強く求められたということで、今年度から実施するものであります。

それから、もう一つ、みなと公園の公園移動式トイレの床が経年劣化、あるいは浸水等でタイルが剥がれたため、タイルを撤去し、ビニール系素材のシートに改修するための工事請負費を43万5,000円計上させていただきました。男女と多目的トイレの3か所でございます。

それから、円城寺の水防センターがございまして、その公園内の防犯対策として、遊具を中心に防犯カメラを3台設置していますが、7月に水防センター自動販売機及び防犯カメラが壊

される事案が発生し、防犯対策を強化するため駐車場に防犯カメラ1台を設置するため、工事請負費を13万6,000円計上させていただきました。壊されたカメラにつきましては、既に予備費で対応させていただきました。

それから、第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等の影響に伴い、保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援学校へ通学している小学部及び中学部の児童・生徒の保護者を対象に学校給食費3か月分を支援するため給付金を41万6,000円計上させていただきました。4学校28人を見込んでおります。全額コロナの国の交付金を活用させていただきます。

それから、第3項 中学校費、第1目 学校管理費でございますが、こちらも全協で説明させていただいておりますが、トイレ改修工事について国から採択された交付金2,020万円がございますが、補助率は3分の1であります。これを有効に活用するため、令和5年度予定していた北舎1階のトイレを前倒しして改修するため、工事請負費を1,074万7,000円増額させていただきました。

内容につきましては、生徒からの提案を基に行うもので、洋式化等でございます。それで、今申し上げましたように、北舎1階トイレの改修工事費は1,074万7,000円ですが、財源のところを見ていただきますと1,840万円と過充当のような形になっておりますが、こちらは学校教育施設整備事業債を国との協議の結果、補助裏分につきましては充当率100%で借り入れるということになりまして、当初起債は全て75%で計上しておりましたが、補助裏分を100%ということで1,190万円、そして継ぎ足し単独分は75%ということで、こちらは650万円を計上するというものでございます。

第4項 社会教育費、第4目 歴史未来館費ですが、こちらは消防設備等点検の際、誘導灯ランプ、バッテリーの取替え時期到来の報告を受けたことにより、修繕料を30万円計上するものであります。

それから、第5項 保健体育費、第4目 学校給食費でございますが、こちらも物価高騰による食材費の増額分を負担するため、賄材料費を532万2,000円増額計上させていただきます。

それから、財源のその他のところを見ていただきますと分かりますように、もう一つは保護者の負担を軽減するため、学校給食費負担金10月分から12月分を無償化するという事で、2,357万円の減額をしております。

それから、さっき申し忘れたんですが、物価の高騰分は5.7%増を見込んでおります。

それから、歳出の最後でございますが、第11款 諸支出金、第1項 基金費、第1目 財政調整基金費でございますが、前年度繰越金を全額計上させていただきました。18ページにありますように、4億9,391万9,000円全額計上させていただきます。今回の増額補正の財源に充てた後の余剰財源を財政調整基金に積み立てるため、積立金を1億6,618万2,000円増額計上さ

せていただきました。なお、財政調整基金の年度末の見込みは8億5,200万円強であります。

歳入はほとんど説明させていただきましたが、触れてないものだけ御説明させていただきます。

これ触れたと思いますが、もう一回言いますが、17ページの第18款ですが、介護保険特別会計の令和3年度事業精算に伴い一般会計へ返還が生じたため、繰入金を1,205万3,000円計上しております。また、今回の補正に伴い、財源に充てた財政調整基金繰入を8,110万円減額させていただきました。

それから、18ページの第21款 町債ですが、こちらは臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い、臨時財政対策債を2,900万円減額しております。

それから、15ページの地方債補正につきましては、先ほど申し上げましたとおり、変更をしております。

以上が一般会計の補正であります。

続きまして、26ページをお開きください。

第49号議案 令和4年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回9,302万円を増額させていただきます。

29ページの歳出のところでございますが、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。こちらは未定でありました未就学児均等割保険税軽減措置負担金の申請方式について、今般国においてシステムで申請する方式に決定されたことに伴い、システム改修が必要となり、16万5,000円を計上させていただきました。全額特別調整交付金で対応させていただきます。

第5款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 国民健康保険基金積立金でございますが、1つは県支出金等公費の収入時期が例年12月から翌年3月の年度末に偏ることにより、年度途中に一時的な資金不足となる状況が見込まれることから、今回の歳入補正において基金繰入金を4,850万円増額します。なお、県支出金等の収入後3月分になりますが、このときには財源が確保できる見込みとなるため、基金から繰り入れた財源は積み戻す予定であります。もう一つは、前年度繰越金を全額予算計上し、今回の増額補正の財源に充てた後の余剰分を国民健康保険基金に2,827万9,000円積立てをするものであります。

また、第6款 諸支出金、第1項 償還金及び還付金、第3目 償還金につきましては、精算に伴う返還金1,607万6,000円を増額するものであります。内訳は、令和3年度の国保保険給付費等交付金の精算分が1,560万円、それから令和2年の国保事業費納付金、こちらは退職分ではありますが、この精算分で47万5,000円であります。

歳入につきましては、説明は省略させていただきます。

続きまして、30ページの第50号議案 令和4年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回732万7,000円を増額補正させていただきます。

32ページの歳出のところでございますが、令和4年度に後期高齢者医療広域連合に納付する令和3年度の出納整理期間中の保険料収納分を増額するものであります。732万7,000円であります。補正財源は前年度繰越金を全額充てさせていただくものでございます。

それから、33ページの第51号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

4,658万7,000円増額補正させていただきます。

歳出のところの38ページですが、介護給付に係る令和4年度上半期分第三者行為求償事務委託料の確定により、5万9,000円増額補正させていただきます。

それから、前年度繰越金を全額予算計上し、令和3年度の事業精算による国・県・町への返還金の財源に充てた後の前年度保険料余剰分1,544万3,000円について、介護保険基金積立金に積み立てるため予算措置を行っております。

それから、諸支出金の第1目 還付金でございますが、こちらは過年度に係る所得税や町県民税申告に伴う保険料減額による還付金や社会保険庁への返納金の予算が不足するため、償還金利子及び割引料を45万円増額補正させていただきます。

第2目 償還金と第2項 繰出金は、令和3年度の介護保険事業に係る国・県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金並びに一般会計繰入金の精算に伴い償還金を1,858万7,000円、それから一般会計繰出金を1,204万8,000円増額させていただきます。

歳入については、全額繰越金で充てさせていただきます。

それから、40ページですが、第52号議案 令和4年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

水道事業収益補正額は38万5,000円の増額、水道事業費用の補正額は1,600万5,000円の増額補正、次のページの資本的収入補正額は2,788万7,000円の増額補正であります。

こちらも先ほど一般会計で御説明しましたが、コロナ禍において物価高騰の影響を受けている町民や事業所への支援として、笠松町水道事業と給水契約を締結し水道を利用いただいている全ての世帯と事業者、官公庁は除きます、この水道料金の基本料金及びメーター使用料を4か月間免除することに伴う関係費用を計上させていただきました。

収入につきましては、42ページの収益的収入、水道事業収益、営業収益、給水収益の水道料金であります。2期分の9,185件を予定しておりまして、2,551万5,930円の減収を見込んでおります。

その反対に他会計補助金及び負担金につきましては、一般会計補助金及び負担金として

2,590万円を計上させていただいております。

それから、支出の43ページのところですが、減免に伴うシステム改修費を総係費のところ  
委託料として38万5,000円計上させていただきました。

また、一般会計の補正予算の冒頭で申し上げましたが、上水道事業会計の燃料費調整額単価  
の急騰により、動力費の増額を1,562万円計上させていただいております。

それから、2,788万7,000円の補正がございますが、こちらは第53号議案のほうで出てき  
ますが、下水道事業の拡張工事に伴う水道管支障移転工事負担金の収入の増額を2,700万円強計上  
させていただきました。

以上が第52号議案の内容となります。

続きまして、50ページの第53号議案 令和4年度笠松町下水道事業会計補正予算（第2号）  
についてであります。

資本的収入補正額は2,640万円、資本的支出補正額は2,788万8,000円であります。

52ページの収入、企業債のところがございますが、建設改良費の増額により、起債借入額を  
2,640万円増額させていただきます。

それから、支出のところですが、こちら52ページの建設改良費の補償金のところござい  
ますが、先ほど申し上げました北門間地区の松枝処理分区（62工区）管渠埋設工事において、  
工法の変更及び工事区域の確定に伴いまして、水道事業会計へ支払う水道管支障移転工事負担  
金を2,788万8,000円増額計上させていただくものであります。

あと、51ページで企業債の関係の補正をいたしております。

この後の関係ですが、58ページから61ページ、第54号議案から第57号議案までの決算認定の  
4議案については、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会  
の認定に付すものであります。

また、62ページの第58号議案でございますが、水道事業会計剰余金の処分及び決算認定と、  
それから63ページの第59号議案、下水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第  
30条第4項及び第32条第2項の規定に基づき、決算を監査委員の意見をつけて町議会の認定に  
付すとともに、剰余金の処分については町議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当部長より御説明させていただきます。以上であります。

○議長（川島功士君） 提案理由の説明の途中ですが、11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

引き続き提案理由の説明を求めます。



○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、私からは第54号議案 令和3年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定から、第57号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定までの4議案を説明させていただきます。

お手元にあります令和3年度決算説明資料、こちらの資料になります。

こちらの資料の1ページ、2ページをお開きください。4つの会計の決算額の合計につきまして、表の一番下になりますが、歳入総額132億8,771万34円、前年度比7%の減でございます。歳出総額につきましては125億2,960万7,255円、前年度比8.3%の減となります。

続いて、3ページ、4ページを御覧ください。こちらは一般会計の歳入決算額を各款ごとに表示したものでございます。

収入済額の合計は88億2,024万5,148円、予算現額と比較をいたしまして1億2,630万9,748円増、収入割合は101.5%となっております。前年度比マイナス11.1%の減でございます。

右のページの未収入額につきましては、第1款 町税は不納欠損額を含め1億2,651万1,569円、前年度比0.3%の増でございます。

第12款 分担金及び負担金の未収入額547万8,452円は、保育料、放課後児童クラブ利用料、学校給食費負担金の未収入額で、前年度比10.7%の減でございます。

第13款 使用料及び手数料の未収入額600円は、平成30年度からの未納分でございます。獣畜、猫の火葬場使用料1件分が未納となっております。

続いて、第14款 国庫支出金の未収入額2,150万3,000円でございます。こちらは4事業の国庫支出金が未収入となっております。合計で1億5,349万3,621円が未収入額となっているものでございます。

続いて、5ページ、6ページをお開きください。こちらは一般会計の歳出決算額を各款ごとに表示したものでございます。支出済額の合計81億6,166万2,233円、歳出の予算の執行率は93.9%となりました。前年度に比べ13.3%の減となっております。

右のページに4つの款にございます翌年度の繰越額、合計で8,472万3,000円は、令和3年度から令和4年度に7件の事業を繰り越しているものでございます。

続きまして、7ページ、8ページを御覧ください。地方財政状況調査によります年度別の収支状況を5年間表示したものでございます。令和3年度は、表の一番右側になります。

令和3年度の歳入歳出差引額、形式収支C欄は6億5,858万3,000円となりました。形式収支C欄から翌年度へ繰り越すべき財源D欄548万2,000円を差し引いた額、実質収支E欄は6億5,310万1,000円でございます。実質収支E欄から前年度実質収支を差し引いた額、単年度収支F欄は2億3,242万3,000円の黒字となっております。単年度収支F欄に基金積立金G欄を加え、基金取崩額I欄を差し引いた額、一番下になりますが、実質単年度収支は3億1,208万2,000円の黒字となりました。

続きまして、9ページから24ページにかけまして、決算データといたしまして各科目ごとの決算額の多い順でありますとか、歳出の性質別、目的別の経費を過去の推移も含め掲載をさせていただきますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

それで、25ページを御覧いただきたいと思っております。少し飛びまして、25ページ、26ページになります。上段には給与費を表示しております。共済費を含む給与費の合計額が9億4,005万8,177円で前年度比5%増となっております。会計年度任用職員制度によりまして雇用した79人の報酬、あと期末手当も含まれているものでございます。

職員数について御報告をさせていただきます。

令和3年4月1日現在で124人、年度末に3人退職、5人採用したため、令和4年4月1日現在の職員数は2人増の126人となりました。

続いて、下段の表につきましては町債の状況を表示しております。令和3年度末現債額は67億4,183万7,556円、前年度比0.5%減となっております。令和3年度中の起債額は6件、5億3,600万円を借り入れております。

一方、令和3年度中に償還が完了した件数が3件ございました。未償還件数は6件借り入れ、3件完了しておりますので、前年度に比べ3件増の103件となっております。

続きまして、少し飛びまして、議員の皆様には別冊になっておりますが、決算認定資料を御覧いただきたいと思っております。44ページになります。款ごとに順次説明をさせていただきます。

第1款、歳入の31%を占めます町税でございます。決算額27億3,439万9,000円、前年度比1億247万5,000円減、3.6%の減でございます。

第1項 町民税、第1目 個人、決算額12億617万7,000円、前年度比が2.7%減となります。個人町民税につきましては納税義務者が前年度比で10人増と微増したものの、調定額は対前年度比3,410万円の減となっております。このうち退職分離に係る調定額は前年度比1,258万円の減、また納税義務者数の約80%を占めます給与所得者数も前年度比で68人減というような原因で減となっているものでございます。収納率は現年課税分で98.4%でございます。

第2目 法人、決算額1億1,129万7,000円、前年度比8.3%減でございます。まず、均等割額につきましては大幅な減少はなかったものの、従業員数の減により区分変更があった事業所がございまして、126万円の減となりました。また、法人税割につきましては9.7%から6%への税率改正がございまして、令和3年度より影響を受けた新税率適用法人のうち、大きな影響を受けた事業所がございました。それによって870万7,000円の減となっております。収納率は現年課税分で99.4%でございます。

第2項 固定資産税、決算額12億3,037万円、前年度比5.3%の減でございます。まず土地につきましては、地価の下落を反映した価格修正、そしてコロナ禍の対策として負担調整措置を1年間据え置く措置が講じられたことによりまして、前年度比2.7%の減、家屋につきましては

は、新增築が前年度比17棟減、それと経年減点補正率による評価額が下がり、前年度比7.3%の減となっております。償却資産につきましては、コロナ禍による景気低迷に伴いまして、新規投下資産の減少により前年度比13.2%の減となりました。また、令和3年度のみ新型コロナウイルス感染症によりまして固定資産税の減免措置として、全額免除であるとか2分の1軽減によりまして、約3,400万円ほどの減となっていることも減となった要因となっているものでございます。

続きまして、第2款 地方譲与税から第8款 環境性能割交付金までにつきましては、国税や県税の収入額に応じまして、資料右のページに記載をしてある条件等によりまして譲与、交付されるものでございます。その中で増減が大きかったものということで、次のページ、46ページをお開きください。第6款 法人事業税交付金でございます。決算額2,906万9,000円、前年度比1,688万5,000円増、138.6%の増となっております。この交付金につきましては、県法人事業税の一部が県内市町村で案分されるものでございますが、令和2年度の法人事業税の3.4%という率が、令和3年度からは7.7%になったことによりまして増額となっているものでございます。

続きまして、第9款 地方特例交付金、決算額6,175万円、前年度比3,366万円増、119.8%の増となっております。こちらの増の要因につきましては、先ほど町税、固定資産税のところでも御説明をいたしました。令和3年度のみ新型コロナウイルス感染症による固定資産税の減免措置がございました。それに対する減収補填として、第2項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、これが新設をされまして、3,422万1,000円が補填されたため増額となっているものでございます。

続いて、第10款 地方交付税、決算額13億9,630万8,000円、前年度比3億301万5,000円増、27.7%の増でございます。内訳につきましては、普通交付税が13億3,747万円、特別交付税が5,883万8,000円でございます。この普通交付税のうち、令和3年度の国の補正予算によりまして、臨時経済対策分、あと臨時財政対策債償還基金費として約1億5,000万円強が追加交付されたことにより増額となっているものでございます。

続きまして、48ページをお開きください。第12款 分担金及び負担金でございます。決算額1億5,135万5,000円、前年度比2,524万5,000円増、20%の増でございます。主なものとしたしましては、保育料、放課後児童クラブ利用負担金、学校給食費負担金でございます。令和3年度の増の要因といたしましては、令和2年度の年度当初、こちらコロナによりまして学校や保育所が休業によりまして負担金が少なかったということによりまして、令和2年度に比べ令和3年度は増となっているものでございます。

続いて、第13款 使用料及び手数料、決算額1億7,224万4,000円、前年度比3,844万1,000円増の28.7%増でございます。増の要因といたしましては、次のページ、50ページをお開きくだ

さい。一番下の第3目 衛生手数料の中で、右側を見ていただきますと、一重丸下から3つ目ですね、令和3年10月からのごみの有料化に伴いまして家庭系一般廃棄物処理手数料3,902万7,000円が新たに徴収をしたということによりまして、使用料、手数料が増額となっている要因でございます。

続きまして、52ページをお開きください。第14款 国庫支出金、決算額17億8,347万9,000円、前年度比16億1,103万7,000円の減、47.5%の減でございます。この国庫支出金の減の要因といたしましては、令和2年度につきまして1人10万円を支給します特別定額給付金事業、約22億円がございました。それがなくなったということで減額となっているものでございます。

続きまして、2ページめくっていただきまして、56ページをお開きください。第15款 県支出金、決算額5億6,451万3,000円、前年度比477万3,000円増、0.9%の増でございます。先ほどの第14款 国庫支出金、第15款 県支出金につきましては、町が実施した事業に伴い、国・県からの負担金、補助金となります。補助率等も資料右側に記載をしておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続いて、また2ページほどめくっていただきまして、60ページをお開きください。第16款 財産収入、決算額2,903万1,000円、前年度比2,544万2,000円増、708.9%の増でございます。こちらは例年どおりの土地の貸付収入、各種基金利子、株式配当などがございますが、令和3年度の増の要因といたしまして、第2項 財産売却収入、第1目 不動産売却収入で、田代の旧こども館の用地を売却したということで2,449万3,000円、第2目 物品売却収入で、車両の売却、3種の車両を売却したということで199万1,000円、この2つによりまして増となっているものでございます。

第17款 寄附金、決算額1億640万9,000円、前年度比2,946万3,000円増の38.3%増になっております。寄附金の内訳といたしまして、第2目 総務費寄附金、かさまつ応援寄附金が1万798件、1億368万9,000円と、過去最高の寄附額となったものでございます。そのほかの科目では篤志者などからの寄附9件、272万円がございました。

続きまして、また2ページほどめくっていただきまして、64ページを御覧ください。第21款 町債でございます。決算額5億3,600万円、前年度比1億9,668万3,000円増、5.8%の増でございます。

内容につきましては、先ほど25ページで説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

続きまして、66ページをお開きください。

ここからは一般会計の歳出についての御説明をさせていただきます。重点事業、新規事業などを中心に御説明をさせていただきます。

まず、第1款 議会費、決算額6,826万円、前年度比161万3,000円減、2.3%の減でございます。

第2款 総務費、決算額9億6,065万8,000円、前年度比21億8,685万6,000円減、69.5%の減でございます。総務費の減の要因につきましては、先ほども説明をさせていただきましたが、令和2年度に1人10万円給付した特別定額給付金、約22億円強があったということで、その分が令和3年度にはなくなったということで減額となっているものでございます。

第2款 総務費の横のほうに、翌年度への繰越明許額ということで記載をさせていただいておりますが、令和3年度から令和4年度に繰り越したということで311万9,000円、1事業を繰り越しているというものでございます。

第1項 総務管理費、第1目 一般管理費の表彰事業でございます。名誉町民2人ということで、令和4年3月18日、杉山幹夫氏、松波英一氏への名誉町民賞授与式を執り行いました。また、その右側、特別栄誉賞2人ということで記載をしておりますが、令和3年9月17日に丸杉B l u v i c所属のバドミントン女子ダブルス、福島選手と廣田選手に笠松町特別栄誉賞を授与いたしました。

68ページ、次のページを御覧ください。上から4つ目の事業でございます。名誉町民偲ぶ会開催事業ということで、名誉町民故松原登士弘氏の偲ぶ会を令和3年10月24日に開催をいたしました。

第3目 財産管理費のその他施設管理事業でございます。門間倉庫改修工事ということで2,300万円ほど記載をしておりますが、地域住民の一時的な避難場所の確保、そしてコロナ感染対策物資、資材の保管場所の確保のため門間倉庫の雨漏りの修繕を実施いたしました。また、防犯カメラを7施設に設置をしたところでございます。

第5目 町民バス運行費、公共施設巡回町民バス運行事業でございます。令和3年度には新たにバス2台を購入しております。

次のページ、70ページを御覧ください。上から2つ目の事業、デマンドタクシー運行実証実験事業、こちら新規事業になりますが、交通空白地帯の解消、通院・買物に利用できるデマンドタクシー、チョイソコカラタンの実証実験を令和3年10月より行い、令和3年度末の会員登録数は189人、利用回数は172回という実績でございました。

第6目 防災対策費、防災備品管理事業でございます。水、アルファ米、乾パンの備蓄飲食品の計画的な更新に加えまして、防災用トイレセット、液体ミルク等を購入いたしております。

続きまして、72ページを御覧ください。第2項 企画費、第1目 企画総務費であります。情報化推進事業では、ホームページのリニューアルのため、デザイン修正委託をしております。また、みなと公園、運動公園へのフリーW i - F i を設置しておるところでございます。また、町の情報発信、ワクチンの予約など町公式L I N Eの普及のためL I N E講習会を開催し、登録者数を増やしているところでございます。

少し下へ行きまして、まちづくり事業でございます。決算認定資料に記載のとおり、プロス

ポーツチームとの連携、あと産学官連携で各種事業連携を実施しているところでございます。

2つ下へ行きまして、かさまつ応援事業でございます。先ほども歳入のところで申し上げましたが、過去最高額1億円の寄附が超えました。1億368万9,000円の寄附金を全国の方々から頂きました。また、お礼の品も新商品などパートナー事業者さんの協力もありまして1万990件、額といたしまして3,044万3,000円を町内企業へお支払いができ、商工業の発展にもつながっているものだと思っておるところでございます。

続きまして、74ページを御覧ください。上から2つ目の事業です。空家等適正管理事業でございます。令和3年8月24日に一般社団法人ハウスサポートさんと笠松町空家等対策事業の実施に関する協定を締結いたしました。そして、空き家対策の無料相談会なども実施をいたしまして、空き家等の対策を進めているところでございます。

第5目 マイナポイント推進事業費のマイナポイント推進事業でございます。役場のほうに申込支援窓口を設置いたしまして、さらなる広報活動も実施をしまして、令和3年度のマイナポイントの申込支援件数は577件でございました。

第3項 徴税费、第2目 賦課徴収費でございます。次のページを御覧いただきたいと思っております。76ページ、77ページですね。77ページの上段に収納率の表を記載しております。町税全体での収納率は現年課税分で98.8%、滞納繰越分で22.2%、全体では95.6%でございました。

続いて、第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費でございます。住民基本台帳ネットワークシステム事業でございます。マイナンバーカードの交付枚数が記載しております。令和4年3月31日現在で3,687枚、累計では1万45枚で、交付率は45.46%でございます。前年度に比べ16.86%が増となっているものでございます。

続きまして、78ページを御覧ください。第3款 民生費、決算額32億406万5,000円、前年度比7億4,871万5,000円増、30.5%の増でございます。民生費の増の要因といたしましては、令和3年度の新規事業といたしまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、子育て世帯等臨時特別支援事業、新こども館の建設事業などによりまして増額となっているものでございます。民生費の翌年度への繰越明許額5,060万1,000円は、3事業を繰り越しているものでございます。

第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費の中で、乳幼児等紙おむつ使用世帯応援事業でございます。こちらは家庭系ごみの有料化に伴いまして、紙おむつ等を日常的に使用する乳幼児、高齢者、障害者に対して町の指定袋を支給いたしました。実績は表に記載のとおりでございます。

その下の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯等に対し、1世帯10万円を1,559世帯に支給をいたしました。

次のページ、80ページをお開きください。第3目 老人福祉費の中の3つ目の事業ですね、在宅老人福祉事業。その中で、笠松菓子工業組合補助金というふうで記載をしておりますが、令和2年度に引き続きまして菓子工業組合補助金で、コロナ禍での独り暮らし高齢者の安否確認に合わせまして、菓子詰め合わせを323人に配付をさせていただいております。

少し飛びまして、86ページをお開きください。保育総合支援事業でございます。保育所事務のICT環境整備として、3保育所に対し補助をいたしました。また、空気清浄機、マスク、消毒液、飛沫防止パーティション等を整備した関係でも補助をしているところでございます。

次、88ページを御覧ください。真ん中より少し下になりますが、子育て世帯生活支援特別給付金事業でございます。令和3年4月分の児童手当受給者のうち、独り親以外の非課税者に対しまして、対象児童1人5万円を160人に支給をいたしました。

その下、子育て世帯等臨時特別支援事業でございます。令和3年9月分の児童手当受給者に対し、1人10万円を3,278人に支給をいたしました。

続いて、第2目 こども館費でございます。施設管理事業でございますが、乳幼児から中高生まで誰でも安全に楽しめる場として新こども館かさを令和4年3月6日にオープンをいたしました。また、令和4年3月1日には新こども館における活動の基本方針となる笠松町子どもの権利に関する条例を施行しているところでございます。

90ページを御覧ください。次のページになります。第3目 子育て支援推進費でございます。その中の放課後児童クラブ運営事業でございますが、この児童クラブのICT化環境整備を実施いたしました。また、笠松児童クラブトイレ改修工事、下羽栗児童クラブ空調設備取替工事も実施をしているところでございます。

続いて、92ページをお開きください。上から2つ目の事業、子育てウッドスタート事業でございます。新生児へ白川町産の積み木をプレゼントいたしました。配付者は169人でございます。

続きまして、第4款 衛生費、決算額12億4,725万円、前年度比2億7,304万円増、28%増でございます。この衛生費の増の理由といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業、ごみ収集・処分事業で増額となっているものでございます。

第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費でございます。母子保健健康診査事業でございますが、こちらも継続実施をしております特定不妊治療費助成事業、一般不妊治療費助成事業によりまして、認定資料に記載の出生実績となっておりますところでございます。

続いて、94ページを御覧ください。第2目 予防費でございます。一番下の事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。ワクチン接種体制の整備を行いまして、集団接種を実施いたしました。接種率につきましては、次のページですね、97ページの一番上の表に記載をしたとおりでございます。

続きまして、98ページを御覧ください。下のほうになります。第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費でございます。この塵芥処理費の決算額が7億3,127万7,000円、前年度に比べまして7,234万7,000円の増となりました。増の要因といたしましては、令和3年10月より開始をいたしましたごみの有料化及び搬出方法の見直しによりまして、有料化前の燃える大型ごみ、金物ガレキの排出量が増大したことによる委託料の増、また有料化に伴いまして町指定袋の作成費、緑町の自己搬入施設の整備、岐阜羽島衛生施設組合の負担金などによりまして増額となっているものでございます。

次のページ、100ページ、101ページを御覧ください。101ページの真ん中に排出量ということで表がございます。家庭系のほうの燃えるごみを見ていただきますと、令和3年度、年間7.1%の減となっております。これは1年間の数字ではございますが、10月以降の有料化後の状況を見ますと、令和3年10月から令和4年3月までの6か月間では17%減ということで、減量化には効果が出ていると思います。ただ、さらなる減量化を進めたいということで啓発を進めていきたいというふうに思っております。一方、その下の金物、ガレキ、燃える大型ごみを見ていただきますと、令和3年度の排出量につきましては、令和3年4月から9月までの6か月間の分を表示しているわけですが、前年度比が令和2年度の1年間分よりはるかに増加しているということをこの表で分かっていただけたと思いますので、有料化前にかんがりの量が出たということが理解していただけたらと思います。

続きまして、102ページを御覧ください。第5款 農林水産業費でございます。決算額4,095万6,000円、前年度比438万6,000円減、9.7%の減となっております。

続いて、104ページを御覧ください。第6款 商工費、決算額6,839万9,000円、前年度比796万円減、10.4%の減でございます。

第1項 商工費、第2目 商工業振興費の中の一番下の事業です。新型コロナウイルス感染症対策事業者支援事業でございます。こちらも令和2年度に引き続きまして決算認定資料に記載の事業を実施しており、事業者への支援ということで実施をさせていただいたものでございます。

続いて、106ページを御覧ください。第3目 観光費の中で、観光促進事業でございます。こちらも新型コロナウイルスの関係で川まつり、リバーサイドカーニバル、春まつり、かさマルシェは令和2年度に引き続き全部中止となったものでございます。

続いて、第7款 土木費、決算額が5億4,455万円、前年度比3,822万7,000円増、7.5%の増でございます。土木費の翌年度への繰越明許費2,513万7,000円につきましては、パイプライン上部利用の整備工事を繰り越しているものでございます。

第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を活用いたしまして、堤防道路の舗装修繕を行っております。あと、この第1目 道路維持費、



そして第2目 道路新設改良費のうち、令和2年度にコロナによりまして中止となったイベント等の予算の不用額を財源といたしまして、投資的経費事業へ充当いたしました約2,600万円ほどの事業費が含まれているということで、土木費は増額となっているものでございます。

続きまして、108ページを御覧ください。第3項 河川費、第1目 河川維持費でございます。その中で、河川維持管理事業でございます。計画的にポンプを更新しておりますが、令和3年度につきましては西金池町の排水ポンプを更新いたしました。

続いて、110ページを御覧ください。第2目 河川新設改良費の排水路改良事業でございます。令和2年度には円城寺調整池周辺の歩道、側溝新設工事が完了いたしました。令和3年度には上部整備といたしまして、フェンス、防草板、舗装、整地などを実施したところでございます。

○議長（川島功士君） この際、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時30分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

説明の続きをお願いします。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、午前中に引き続きまして決算認定資料の110ページをお開きください。第8款 消防費でございます。決算額3億6,670万1,000円、前年度比387万8,000円減の1%減となっております。第1項 消防費、第1目 非常備消防費でございます。消防団等活動事業につきましては、団員定数120人に対しまして団員数は110人となっております。令和3年度は郡の操法大会が中止となっているところでございます。

続きまして、112ページを御覧ください。第9款 教育費、決算額8億3,084万7,000円、前年度比2億2,707万4,000円減、21.5%の減となっております。この教育費の減の要因といたしましては、令和2年度1人1台タブレットを整備したということで、その分が減になっている要因となっております。翌年度への繰越明許費586万6,000円につきましては2事業を繰り越しております。

114ページを御覧ください。第2項 小学校費、第1目 学校管理費でございます。下3つに各小学校の管理事業ということで、各校の修繕、工事等を記載しておりますが、その中で下羽栗小学校管理事業の管理用器具費では、5年生、6年生用のロッカー・掃除道具入れを県の清流の国ぎふ森林環境基金を活用し整備をしたところでございます。

116ページをお開きください。一番上の事業になります。情報教育ネットワーク事業でございます。先ほども説明しましたが、令和2年度は国のGIGAスクール構想に合わせ児童1人1台タブレット端末を整備いたしました。令和3年度はウイルス対策ソフト、電子黒板用ス

クリーンなど、情報教育推進に係る学習環境整備を図ったところでございます。

4つくらい下へ行きますと、新型コロナウイルス対策事業でございます。児童が安心して学校生活を送るため、教職員等が定期的に検査ができるようPCR検査唾液採取用キットを購入いたしまして、感染拡大防止対策を実施いたしました。この情報教育ネットワーク事業及び新型コロナウイルス対策事業につきましては、中学校費も同様でございます。

2ページめくっていただきまして、120ページを御覧ください。第2目 公民館費でございます。その中、3つ目の事業になります。中央公民館施設管理事業でございます。中央公民館の利用者1万5,124人、前年度に比べまして7,392人減となっておりますが、これはワクチン接種会場となった期間、会議室等貸出しができなかったという要因もございます。そのほか公民館では令和3年度には防火シャッターの改修、2階の天井の改修工事を実施しております。

第4目 歴史未来館費でございます。歴史未来館展示活動推進事業でございますが、認定資料に記載のあります企画展、講座を開催いたしました。特に笠松競馬展など話題性のある企画展を実施した結果、コロナ禍ではありますが、来館者は前年度より増加をしているという状況でございます。

122ページを御覧ください。第4目 学校給食費、センター運営事業でございます。表に記載をしてありますが、小・中学校の延べ実給食数は33万3,146食、賄材料費は8,858万円となりました。

続きまして、124ページを御覧ください。第10款 公債費、決算額5億9,062万7,000円、前年度比が5,405万1,000円増、10.1%の増でございます。右側のページ、表に記載のとおり、借入先別の元金及び利子の償還額、また年度末の未償還元金が記載をしているところでございます。

続いて一番下、第13款 災害復旧費でございます。決算額886万6,000円、これにつきましては令和3年8月13日から8月15日に木曾川が増水をしまして、笠松みなと公園の冠水による園路等の土砂撤去、破損したトイレの壁の修繕、また冠水した米野運動場の復旧工事を災害復旧事業債を活用して実施いたしました。

以上が一般会計の説明でございます。

続きまして、特別会計のほうの説明をさせていただきます。また、当初見ていただきました令和3年度決算説明資料、こちらの27ページを御覧いただきたいと思っております。

国民健康保険の特別会計でございます。

歳入総額につきましては21億7,436万8,041円、前年度比2.4%の増となっております。

歳出総額につきましては21億2,901万2,958円、前年度比2%増となっております。

歳入総額の20%を占めます国民健康保険税は、収入済額で4億3,598万8,881円、前年度比2.9%の減となりました。収納率の合計につきましては68.3%、前年度比1.1%増でございます。

未収入額につきましては、2億218万6,001円、前年度比7.7%の減となっております。

2枚めくっていただきまして、31ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額3億2,636万6,187円、前年度比0.6%増、歳出総額3億1,903万7,527円、前年度比0.4%増となっております。

歳入総額の70.4%を占めます後期高齢者医療保険料は、収入済額で2億2,988万5,900円、前年度比1.1%減となっております。収納率の合計は99%で、前年度比0.1%の増となりました。未収入額につきましては225万1,600円、前年度に比べ9.1%減となっております。

続きまして、2ページめくっていただきまして、35ページを御覧ください。介護保険特別会計でございます。

歳入総額19億6,673万658円、前年度比2.5%増、歳出総額につきましては19億1,989万4,537円、前年度比4.6%増でございます。

歳入総額の21%を占めます介護保険料は、収入済額で4億1,339万7,100円、前年度比0.1%減となりました。収納率の合計は98.1%で、前年度比0.4%増となっております。未収入額につきましては810万4,850円、前年度比18.6%減となりました。

3枚めくっていただきまして、39ページを御覧いただきたいと思っております。

普通会計の財政関係指標の推移でございます。5年間を表示しておりまして、令和3年度は一番右になります。

上から4つ目の財政力指数でございます。令和3年度は0.71、こちらは数値が高いほどよいとされ、基準財政収入額を基準財政需要額で除した過去3年間の平均数値でございます。参考までに令和2年度ですが、県下の平均が0.56、笠松は0.72ですが、県下では上から11番目という結果となっております。

その下の経常収支比率につきましては、令和3年度86.2、こちらは一般的に70から80の間とされ、この数値が低いほど財政に弾力性があり、高いほど財政が硬直化しているという数値になります。令和2年度の県下の平均は92.4、笠松町の89.5は高いほうから17番目になります。

少し下のほう、4つぐらい下へ行っていただきまして、実質公債費比率でございます。令和3年度笠松町5.8でございます。こちらは一般会計、特別会計、一部事務組合等への繰出金も含めた公債費の標準財政規模に占める割合となっております。令和2年度の県下の平均が5.9、笠松町の6.0は上から21番目というような状況になっております。

続きまして、決算財産についての御説明をさせていただきます。また別の冊子になります。令和3年度一般会計歳入歳出決算というものを御覧ください。その後ろのほうになります。62ページ、63ページを御覧ください。

1. 公有財産ということで、(1)土地及び建物についての御説明をさせていただきます。土

地、建物の増減についての表になっております。

まず土地につきましては、行政財産、福祉健康センター子育て支援センターのところで、マイナスの172.49平米というふうになっております。こちらにつきましては、子育て支援センターの敷地を地域振興公社へ貸与したということで、行政財産から普通財産に変わっているということで、マイナスとなっております。少し下へ行きますと、こども館、こちらプラスの1,899平米になっております。内訳を申し上げますと、まず桜町の新こども館、こちらが2,549平米、これは普通財産から行政財産に変わったということと、もう一つ、田代の旧こども館ですけど、650平米を売却したということで減になっております。合わせて1,899平米の増ということになっております。下のほうに行きまして普通財産、マイナスで2,376.51平米となっております。こちらは先ほど説明しました行政財産から普通財産へ子育て支援センターが変わったこと、そして新こども館が普通財産から行政財産に変わったことということで、差引きをいたしましてマイナスの2,376.51平米の減ということになっております。一番下、合計ではマイナスの650平米、旧こども館を売却したという部分がマイナスになっているということでございます。

続いて、右のほうに行ってくださいまして、建物のほうになります。まず、木造につきましては、こども館のところにマイナスの348.60平米、そして下のほうに行きまして、普通財産でプラスの348.60平米となっております。こちらは旧こども館を行政財産から普通財産に変更したということで移動しているところでございます。トータルではゼロということになります。

63ページの真ん中辺り、非木造というところに記載がしてあります。まず、こども館につきましてはプラスの562.46平米、こちらは新こども館の新築による増になっております。3つ下へ行きますと、衛生施設で93.19平米の増となっております。こちらは緑町の自己搬入施設を新築したということで増になっております。非木造の合計では655.65平米が増となっているものでございます。

続いて、64、65ページをお開きください。(2)有価証券、(3)出資による権利につきましては、令和3年度の増減はございませんでした。

2. 物品についてでございます。まず自動車についてでございますが、一番上、乗用車、マイナス1台となっております。こちらにつきましては、1台購入し、2台売却をしたということで、トータルで1台減となっております。2つ下、貨物につきましては、マイナス2台となっております。こちらは貨物の2台廃車をしたということで、マイナス2台となっております。巡回・町民バス、プラスの1台となっております。2台購入し、1台売却したということで、トータルプラス1台となっております。自動車関係では全体で2台減となっておりますのでございます。

一番下のパーソナルコンピュータ増減につきましては、66台プラスとなっております。イン

トラ端末であるとか、小・中学校の普通教室の増、あと笠松小学校校務用、下羽栗小学校の音楽室の増というようなことで、トータルで66台が増となっているところでございます。

続きまして、66、67ページを御覧ください。3. 基金の状況でございます。

令和3年度末で20件、22億3,391万9,937円の残高となりました。前年度に比べまして3億1,536万2,668円増となった状況でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（川島功士君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） それでは、私から第58号議案及び59号議案につきまして御説明をさせていただきます。

まず、第58号議案でございます。こちらの水道事業会計決算を御覧ください。

令和3年度笠松町水道事業会計決算について、前年度との比較を中心に説明させていただきます。

なお、この決算書に関わる消費税の取扱いにつきましては、16ページのその他会計経理に関する重要事項の消費税計算表のとおりとなっておりますので、御参考にしていただきたいと思います。また、会計方針の注記につきましては、27ページにて御確認をお願いいたします。

それでは、1ページから4ページの決算報告書の(1)収益的収入及び支出についてでございます。収入の水道事業収益は決算額2億8,738万1,699円で、対前年度約1,030万円の減となりました。

支出の水道事業費用は、決算額2億3,853万4,252円で、対前年度1,580万円の増となりました。詳細につきましては後ほど5ページの損益計算書で御説明させていただきます。

続きまして、3ページから4ページを御覧ください。(2)資本的収入及び支出についてでございます。収入の資本的収入は、決算額6,078万6,416円で、対前年度約3億8,400万円の減となりました。これは平成2年度、第1水源地改良工事に伴いまして企業債の借入れがありましたので、その部分が大幅に減少したことによるものでございます。

支出の資本的支出については、決算額2億6,086万1,150円で、対前年度約3億8,650万円の減となりました。主な建設改良工事の内訳につきましては、11ページの建設改良工事の概況に場所や工事内容、工事費などを記載してございます。企業債の償還金の詳細につきましては、25ページから26ページの企業債明細書に発行額や残高、利率などを記載してございます。

3ページに戻っていただきまして、資本的収入が資本的支出に不足する額2億7万4,734円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

続きまして、5ページの損益計算書についてでございますが、節別の明細につきましては、18ページから22ページの水道事業収益費用明細書に記載してございますので、御参照していた

だければと思います。

5 ページに戻っていただきまして、1. 営業収益は2億264万7,716円で、対前年度約4,300万円の増となりました。営業収益の大部分を占める給水収益につきましては、対前年度約3,060万円の増となっておりますが、これは令和2年度は新型コロナウイルス感染症による影響に対しまして、支援策としまして2期分から4期分の3期分、これにつきまして基本料金とメーター使用料を免除したことにより減少したものでございます。

ここで業務量の概要が12ページに記載してありますので御覧ください。年度末の給水戸数は9,035戸と、前年度に対しまして18戸の増となりました。年間配水量は前年度に対しまして9万4,820立方メートル減の268万3,130立方メートルとなりました。有収率につきましては86.5%で、対前年度比3.6%増であります。今後も配水量の監視を行うと同時に、定期的に漏水調査を実施するなど、引き続き有収率の向上を図りたいと考えております。

また、給水の単位収益の供給単価は81円4銭で、昨年度から12円68銭増となりました。これは給水収益が増加したことによるものと考えられますが、給水の単位費用である給水原価は87円7銭となり、昨年度の82円51銭と、約5円の増加となっております。こちらにつきましては、窓口業務及び料金徴収業務を民間委託したことによりまして、さらにはシステム改修による費用の増加が影響したものであると考えられます。

5 ページに戻っていただきまして、2. 営業費用は2億2,442万152円で、対前年度約1,500万円の増となりました。これは、窓口業務及び料金徴収業務等を令和3年度より民間委託した費用が新たに発生したことが大きな要因でございます。

3. 営業外収益は5,691万2,345円で、対前年度2,660万円減となりました。これは、令和2年度は基本料金等を免除したコロナ支援対策に対して、新型コロナウイルス感染症対策経済支援協力補助金の収入があったことによるものでございます。

4. 営業外費用は683万7,263円で、対前年度約460万円の減となりました。これは、消費税決算整理分が減少したことによるものでございます。

営業収益と営業外収益及び営業費用と営業外費用を加減しました経常利益は2,830万2,646円で、対前年度610万円の増となりました。

5. 特別利益は107万4,112円で、対前年度約60万円の増となりました。こちらにつきましては、職員減に伴う令和2年度の賞与引当金戻入れ分でございます。

6. 特別損失の8,481円は、過年度の水道料金還付に伴うものでございます。当年度の純利益は対前年度分約608万円増の2,936万8,277円となりました。したがって、前年度繰越利益剰余金の1,428万2,843円に当年度の純利益を加えた当年度未処分利益剰余金は4,365万1,120円となりました。

続きまして、6ページの剰余金計算書については、8ページの貸借対照表に記載されている

剰余金の当該年度中の増減や変動の内容を示したものでございます。利益剰余金は、減債積立金の当年度末残高は、前年度末残高に前年度処分額200万円を加算し9,069万円、建設改良積立金の当年度末残高は、前年度末残高に当年度末処分額2,000万円を加算し4億5,156万5,896円となり、当年度の未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金の前年度処分後の残高1,428万2,843円に当年度純利益2,936万8,277円を加えた4,365万1,120円となりました。

次に、毎事業ごとに生じた利益の一部を議会の議決を経て処分する4番の剰余金処分計算書（案）についてでございますが、当年度の未処分利益剰余金4,365万1,120円を減債積立金に400万円と建設改良積立金に2,600万円分の計3,000万円を積立金としまして処分し、翌年度への繰越利益剰余金については前年度と同額程度の1,365万1,120円にしたいと考えております。

続きまして、7ページから8ページの5. 貸借対照表で、資産の部においてでございますが、固定資産では、有形固定資産の現在高の合計は対前年度約1億640万円増の30億6,518万4,146円となり、固定資産の詳細につきましては、23ページから24ページの固定資産明細書を見ていただきたいと思います。資産の種類ごとに当年度分における増減や減価償却累計額が記載されておりますので、一度目をお通しください。

7ページに戻っていただきまして、投資有価証券の1億9,653万1,000円は、資産運用を目的に年利0.5%の利付国債の20年度債を取得いたしまして、前年度より9,653万1,000円増加しております。

流動資産は対前年度約4億6,500万円減の5億5,276万4,474円となり、その内訳は、現金預金金が対前年度約4億3,260万円減の5億1,882万7,691円、未収金は対前年度約3,270万円、49.5%減の3,336万3,433円となりました。未収金の主なものでございますが、下水道工事の水道管支障移転工事の負担金1,018万6,416円、消費税の還付金547万30円でございます。

水道料の令和3年度現年度分の未収金は992万2,938円、3月末の収納率は95.2%でございます。悪質な滞納者につきましては、給水停止を実施し、使用者の負担の公平が図れるよう努めてまいります。資産合計は、対前年度約2億6,200万円減の38億1,447万9,620円となりました。

負債の部につきましては、固定負債の合計は、対前年度約2,060万円増の8億9,332万2,985円となっております。これは、企業債元金の償還の増加によるものでございます。

流動負債の合計は対前年度約3億1,200万円減の2億5,743万4,081円となっております。流動負債のうち未払い金の内訳は、修繕工事や保守点検業務等の営業未払金で1,946万4,660円、配水管及び配水補助管の布設替工事等のその他の未払い金で2億640万9,131円となっております。

繰延収益は、対前年度約70万円減の10億6,709万6,608円となり、負債の合計は対前年度約2億9,160万円減となる22億1,785万3,674円となりました。

資本の部は、資本金合計は10億1,071万8,930円となっております。剰余金につきましては、

6 ページの剰余金計算書のとおりで、利益剰余金の合計が 5 億 8,590 万 7,016 円でございます。

資本の合計は 15 億 9,662 万 5,946 円となり、負債と資本の合計につきましては、資本合計と同額の 38 億 1,447 万 9,620 円で、令和 4 年 3 月 31 日現在における貸借対照表のとおりとなりました。

以上、水道事業会計の決算に関する説明を終了させていただきます。9 ページ以降につきましては、決算の附属書類ですので、お目直しをお願いいたしたいと思っております。

それでは続きまして、第 59 号議案 令和 3 年度笠松町下水道事業会計決算について、前年度との比較を中心に説明をさせていただきます。

令和 3 年度下水道事業会計決算を御覧ください。

こちらの決算につきまして説明をさせていただきます。

なお、この決算書類に関わる消費税の取扱いにつきましては、15 ページのその他会計経理に関する重要事項の消費税計算表のとおりとなっておりますので、御参考にしてください。また、会計方針などの注記につきましては、27 ページに確認をお願いしたいと思います。

それでは、1 ページから 4 ページの決算報告の (1) 収益的収入及び支出についての収入の下水道事業収益は、決算額 5 億 3,541 万 6,417 円、対前年度約 1,090 万円の増となっております。

支出の下水道事業費用は、決算額 6 億 5,272 万 3,665 円で、対前年度約 2,050 万円の増となっております。詳細につきましては、後ほどこちらにつきまして 5 ページの損益計算書で説明させていただきます。

続きまして、3 ページから 4 ページの (2) 資本的収入及び支出についての収入、資本的収入は、決算額 5 億 5,595 万円で、対前年度約 2 億 3,490 万円減となりました。これは、前年度より下水道建設改良工事が減少したことにより、国庫補助金及び企業債の借入れが減額となったことによるものでございます。

支出の資本的支出につきましては、決算額 6 億 2,863 万 2,387 円で、対前年度 1 億 9,980 万円の減となりました。

主な建設改良工事の内訳につきましては、11 ページの建設改良工事の概況を御覧いただきますと、昨年度完了しました工事の主なものが記載されております。また、企業債償還金の一覧につきましては、23 ページから 26 ページを御覧いただきますと、企業債明細書に発行額や残高、利率などが詳細に記載しております。

3 ページに戻っていただきまして、資本的収入が資本的支出額に不足します額としまして 7,268 万 2,387 円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

続きまして、損益計算書に移らせていただきます。5 ページをお開きください。節別の明細につきましては、17 ページから 20 ページの下水道事業収益費用明細書に記載してありますので御参照いただければと思います。



1番の営業収益は3億663万9,435円で、対前年度約280万円の増となりました。営業収益の大部分を占めます下水道使用料につきましては、対前年度約160万円、0.5%の減となりました。

ここで業務量の概況が12ページに記載してありますので御覧ください。年度末の整備面積は528.19ヘクタールと、前年度に対しまして8.95ヘクタール増となっております。供用開始区域内人数の処理人数は1万9,559人で、前年度に対しまして205人の減、その区域内で下水道または合併浄化槽を使用している水洗化人数につきましては1万7,174人で、前年度に対しまして311人の増となっております。その結果、普及率につきましては89.2%、水洗化率につきましては87.8%となっております。年間の汚水処理水量につきましては前年度より1.8%減の269万1,954立米となっております。有収率につきましては75.8%で、対前年度比1.1%増となっております。今後につきましても定期的に管路調査を実施するなど、引き続き有収率の向上を図りたいと考えております。

5ページに戻っていただきまして、2番の営業費用は5億5,198万4,924円で、対前年度約1,930万円の増となりました。これは、窓口業務及び料金徴収業務を令和3年度から民間委託したことと、それに伴いましてシステム改修する費用が負担発生したことによりますことが主な要因となっております。

3番の営業外収益は1億9,845万3,693円で、対前年度約1,070万円の増となりました。他会計負担金と長期前受戻入れが増えたことが主な要因でございます。

4番の営業外費用は6,973万4,384円で、対前年度1,280万円の減となりました。これは、償還が終了した企業債があったことによりまして、支払利息が減少したことによるものでございます。

営業収益と営業外収益及び営業費用と営業外費用を加減しました経常損失は1億1,662万5,910円で、対前年度約690万円の減となりました。

5番の特別利益につきましては賞与引当金の戻入れで16万6,560円、これに6番の特別損失の7,008円を加えた当年度の純損失につきましては1億1,646万6,358円となり、単年度赤字となりました。したがって、前年度繰越欠損金の2億5,933万1,866円に単年度の純損失を加えました単年度の未処理欠損金は3億7,579万8,224円となりました。

続きまして、6ページの3.欠損金計算書についてでございます。8ページの貸借対照表に記載されております剰余金の当年度中の増減や変動の内容を示すものでございます。

利益剰余金の合計はマイナス3億7,579万8,224円となっております。上水道事業のように利益があれば、その利益の一部を議会の議決を経て処分することとなっておりますが、下水道事業は欠損でありますので今回もございません。

4番の欠損金処理計算書についてでございます。当年度の未処理欠損金3億7,579万8,224円を繰越欠損金として繰り越しいたします。

続きまして、7ページから8ページの5番、貸借対照表、資産の部でございますが、固定資産では有形固定資産の現在高の合計は、対前年度約1億2,600万円減の100億6,309万7,367円、無形固定資産の現在高は、対前年度約1,820万円減の8億4,689万3,686円で、固定資産現在高の合計は、対前年度1億4,420万円の減、109億999万1,053円でございます。固定資産の詳細につきましては、21ページと22ページの固定資産明細書を見ていただきたいと思います。資産の種類ごとの増減や減価償却累計額が記載されております。

7ページに戻っていただきまして、流動資産は、対前年度約2,450万円減の2億5,318万8,985円となります。その内訳は、現金預金、対前年度約2,310万円減の2億3,464万3,401円、未収金、対前年度約140万円減の1,854万5,584円となりました。未収金の主なものでございますが、下水道使用料で令和3年度の現年度の未収金は1,477万1,436円、3月末の収納率は95.5%でございます。なお、悪質な滞納者につきましては、上水道事業と連携しまして、使用者の負担の公平が図られるよう努めてまいりたいと思っております。

資産の合計は、対前年度比1.5%減の111億6,318万38円となりました。

8ページの負債の部についてでございますが、固定負債の合計は対前年度3.1%減の38億9,969万2,443円となっております。これは、企業債などの元金の償還分でございます。

流動負債の合計は、対前年度比7.1%減の5億8,156万7,251円となっております。流動負債の未払い金の内訳は、流域下水道維持管理負担金や保守点検業務などの営業未払い金で2,748万4,026円、管渠埋設工事、流域下水道建設負担金などのその他の未払い金で1億2,402万3,798円となっております。

繰延収益は、対前年度比2.2%増の55億7,813万4,459円となりました。負債の合計は、対前年度約5,220万円減となる100億5,939万4,423円となりました。

続いて、資本の部についてでございますが、資本金合計は14億7,958万3,839円となっております。

剰余金につきましては、5ページの欠損金計算書のとおりでございます。マイナス3億7,579万8,224円ですので、資本合計は11億378万5,615円となり、負債と資本の合計につきましては、資産合計と同額の111億6,318万38円で、令和4年3月31日現在における貸借対照表のとおりとなっております。

以上、下水道事業会計の決算による説明を終わらせていただきます。

○議長（川島功士君） 令和3年度一般・特別会計の歳入歳出決算、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見、令和3年度笠松町水道事業会計決算、令和3年度笠松町下水道事業会計決算に対する監査の結果報告を求めます。

小林監査委員。

○監査委員（小林正明君） それでは、報告させていただきます。

お手元の審査意見についてを参照してください。

令和3年度決算審査意見、健全化判断比率及び資金不足比率について、地方自治法第233条第2項の規定により、令和3年度の笠松町一般会計歳入歳出決算及び国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計の歳入歳出決算、そして同法第241条第5項の規定により基金の運用状況を示す書類を、令和4年8月23日、24日、25日の3日間にわたり笠松町役場特別会議室において審査いたしましたので、御報告申し上げます。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも法令で定める書類の記載様式に準じ適正に処理されており、決算内容も正当かつ正確に表示されておりました。また、予算についても適正に執行されておりました。

続きまして、本年度の一般会計の決算額は、歳入88億2,024万5,148円、歳出81億6,166万2,233円であり、前年度と比較しますと、歳入で11.1%、歳出で13.3%減少しておりました。これに各特別会計を加えました決算総額は、歳入132億8,771万34円、歳出125億2,960万7,255円であり、前年度と比較しますと、歳入で7.0%、歳出で8.3%減少しておりました。

その結果、一般会計の実質収支から前年度繰越金と基金取崩額を差し引き、基金積立金等を加えた実質単年度収支については3億1,208万2,000円となり、前年度の490万2,000円の赤字から好転いたしました。

また、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は86.2%で、前年度より3.3ポイント改善しました。今後も町の財政状況は引き続き厳しい状況が続くと思慮されることから、歳入にあっては、一般財源の多くを占める税等の自主財源の確保充実や未収入額の縮減に最大限努める必要があります。

一方で歳出にあっては、義務的経費をはじめ物件費、補助費等の経常的支出についてもできる限り抑制することを根幹として、各施策・事業の緊急性、重要性等を考慮し、将来的に安定かつ持続可能な行財政運営を推し進め、さらなる町の活性化につながることを期待するものであります。

なお、一般会計及び特別会計の個別的審査意見は、お手元に配付されているとおりであります。

また、各種基金につきましては、それぞれの設置目的に沿って適正に運用されておりました。しかし、長年利用されていない基金が見受けられるため、いま一度基金の目的及び用途を整理し、処理されたい。また、公有財産についてもおおむね適正に管理されておりました。

続きまして、財政健全化法の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業会計の資金不足比率の財政指標についても8月23日に審査いたしましたので報告いたします。

その結果、実質赤字比率等の4つの健全化判断比率及び資金不足比率は、その算定基礎とな

る事項を記載した書類等についても、適正にかつ正確に作成されていることが認められました。健全化判断比率については、財政再建団体の前段階であると判断される早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営が図られていると判断します。

また、公営企業の資金不足比率については、各公営企業等において資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されておりません。

以上、審査結果の御報告とさせていただきます。

続きまして、令和3年度笠松町水道事業会計決算審査意見について報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和4年8月25日、笠松町役場特別会議室において、令和3年度笠松町水道事業会計決算を審査しましたので、御報告します。

収益的収支、資本的収支については、先ほど説明がありましたが、簡単に御報告いたします。なお、下水道事業も同様でございます。

収益的収入については給水戸数が前年度に対し微増となるものの、料金収入である給水収益が対前年度19.4%減少している、かつ他会計補助金及び負担金などの減少により、収入総額は対前年度3.5%減の2億8,738万1,699円となっています。

一方、収益的支出は、原水及び浄水費、配水及び給水費、資産減耗費などが減少したものの、総係費、減価償却費、支払利息及び企業債取扱諸費が増加したことにより、支出総額は対前年度7.1%増の2億3,853万4,252円となりました。

資本的収支においては、第2、第3水源地の電気設備工事、導水管布設替工事等に伴う建設改良費が増加し2億6,086万1,150円の支出となりました。企業債の増加があったものの、収入が6,078万6,416円となりました。その結果、損益計算書上は純利益は2,936万8,277円となっております。

今後の水道事業については、新水道ビジョン及び経営戦略を基に水道事業の果たす役割を踏まえ、引き続き安全で質の高い水を将来にわたり安定供給できるよう、適正な水道料金体系の構築を図り、施設の更新・維持を計画的に行いながら、地震等災害時に強く信頼性の高い水の供給を目指し、利用者のサービス向上に努める必要があります。

さらに、今後とも引き続き経営の効率化、合理化を図られるなど企業経営の健全化に最善を尽くされるとともに、未収金については、滞納状況の把握に努めるとともに、収納率の向上により一層の努力を期待するものであります。

詳細につきましては、お手元の決算書を御覧ください。

なお、審査に付された決算書類は、いずれも法令で定める様式に準じ水道事業の状況及び経営成績が正確に表示されており、正当と認められましたので、ここに御報告させていただきます。

続きまして、令和3年度笠松町下水道事業会計決算審査意見について御報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和4年8月25日、笠松町役場特別会議室において、令和3年度笠松町下水道事業会計決算を審査しましたので、御報告します。

収益的収入については、その他の営業収益、他会計補助金及び負担金、国庫補助金などが増加し、収入総額は対前年度2.1%増の5億3,541万6,417円となっています。

一方、収益的支出は、普及促進費、木曾川右岸流域下水道維持管理費、支払利息及び企業債取扱諸費などが減少したものの、総係費、管きょ費、減価償却費などが増加したことにより、支出総額は対前年度3.2%増の6億5,272万3,665円となりました。

資本的収支においては、建設改良費、企業債償還金の資本的支出が6億2,863万2,387円、一方、国庫補助金、他会計補助金、企業債、負担金の資本的収入が5億5,595万円となっております。その結果、損益計算では純損失として1億1,646万6,358円となりました。

そこで今後の下水道事業については、笠松町下水道事業経営戦略を基に下水道サービスを持続的かつ安定的に提供するため、経営基盤の一層の強化に努められるよう期待します。詳細につきましては、同じくお手元の決算書を御覧ください。

また、審査に付された決算書類は、いずれも法令で定める様式に準じて下水道事業の状況及び経営成績が正確に表示されており正当と認められましたので、ここに御報告させていただきます。

以上、御報告させていただきました。

○議長（川島功士君） お諮りいたします。明9月7日から9月12日までの6日間は、議案精読のため休会とし、9月13日午前10時から本会議を再開いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明9月7日から9月12日までの6日間は休会とすることに決しました。

---

### 散会の宣告

○議長（川島功士君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時30分

